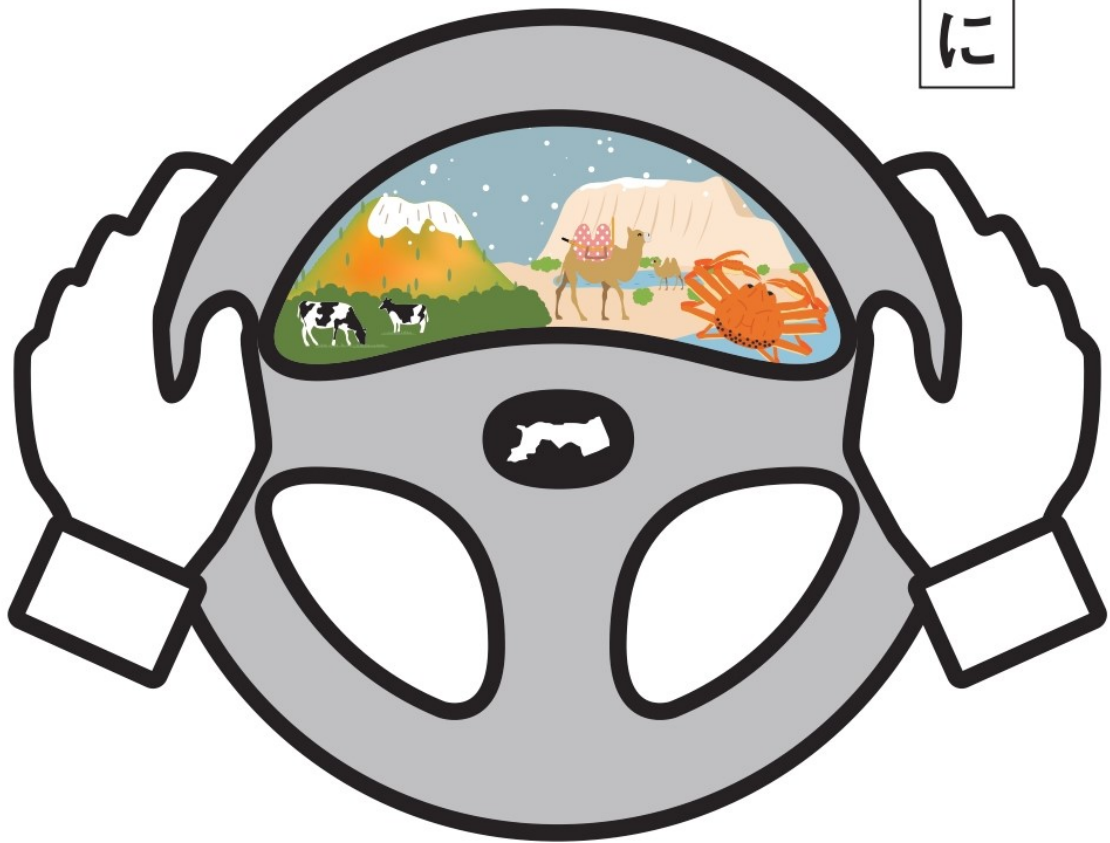


令和3年

12月13日(月)～12月22日(水)

年末の交通安全 県民運動

車 間 距 離	時	ゆ	交通安全スローガン
	間	と	
	に	り	
	気	持	
	持	つ	
	ち		
	に		



運動の重点

- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・飲酒運転の根絶
- ・横断歩道における歩行者保護の徹底

12月15日(水)は、『交通安全にみんなで参加する日』及び『交通マナーアップ強化日』です。

主唱：鳥取県交通対策協議会

年末の交通安全県民運動

鳥取県実施要綱



目的

この時期は、一年を通じて最も日没が早く、降雪等による道路環境の悪化による交通事故や、忘年会等で飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることなどから、歩行者や自転車利用者の反射材用品の着用、前照灯の早期点灯、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者保護の徹底等を推進するなど、広く県民に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止の徹底を図る。

重点

- ・夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ・自転車の安全利用の推進
- ・飲酒運転の根絶
- ・横断歩道における歩行者保護の徹底

期間

令和3年12月13日(月) ~ 12月22日(水)

交通安全日

令和3年12月15日(水) 「交通安全にみんなで参加する日」
及び 「交通マナーアップ強化日」

スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

歩行者・自転車利用者は

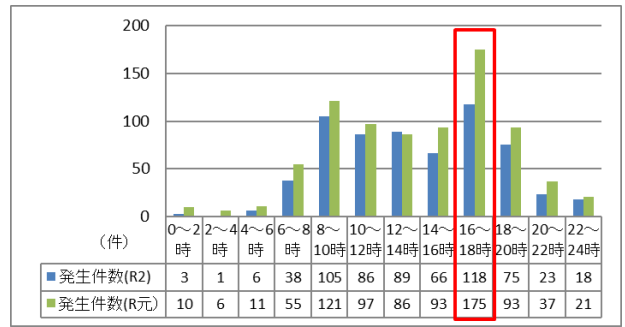
- ・夕暮れ時から夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は明るい色（白・黄色等）の服装を心がけ、反射材用品の活用やライトを携行するなど、自己の存在を目立たせましょう。
- ・自転車利用者は、前照灯の点灯と反射器材等を備え付けましょう。

学校では

- ・児童・生徒を対象に、反射材用品や明るい色の服装の着用効果等を理解させる交通安全教育を推進しましょう。
- ・自転車通学者に前照灯の点灯と反射器材を備え付けるよう指導しましょう。



時間帯別交通事故発生状況



職場では

- 夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあることを周知し、昼間より速度を落とした運転と、前照灯の早期点灯・夜間の走行用前照灯（ハイビーム）、すれ違い用前照灯（ロービーム）の適切な活用について指導を徹底しましょう。
- 夕暮れから夜間における視認性の低下や、帰宅時間帯の交通事故の実態を周知し交通事故防止に努めるよう指導しましょう。

2 自転車の安全利用の推進

自転車利用者は

- 夕暮れ時から夜間の時間帯における自転車事故を防止するため、前照灯点灯の徹底と反射器材等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図りましょう。
- 全ての年齢層の自転車利用者がヘルメットを着用しましょう。
- 特に幼児・児童の保護者は、自転車利用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解し、幼児・児童のヘルメット着用の徹底を図りましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用※

※「鳥取県支え愛交通安全条例」では、自転車乗用時のヘルメット着用を努力義務としています。

家庭・地域では

- 自転車は車両であることを認識し、車道では左側を通行することや交差点での信号遵守や一時停止等、交通ルール遵守の重要性について話し合いましょう。
- 家庭や地域の会合で、自転車利用者も交通事故の「加害者」になり得ることなど、自転車事故が招く責任の重大さなどについて話し合い、自転車損害賠償保険等への加入を促進しましょう。

3 飲酒運転の根絶

運転者（自転車利用者を含む）は

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない意識を徹底しましょう。自転車利用者も飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 飲酒会場への交通手段は車を使用しないように心掛けましょう。



運転者以外は

- 自動車により飲食店に行き飲酒する場合は「ハンドルキーパー運動※」を実践しましょう。
- 飲酒をした後に運転をするおそれのある者には、車両を提供しない、また、飲酒運転の車に同乗しないようにしましょう。

※ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けることです。



酒類提供者は

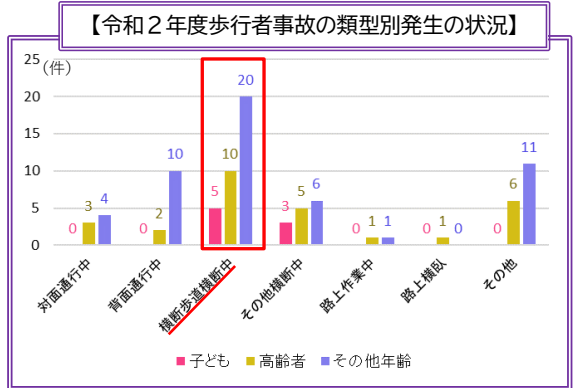
- 酒類を提供する飲食店は、運転する可能性のある者への酒類提供禁止の徹底と、飲酒運転根絶に関するチラシやポスターなどを掲出し、客に対する注意喚起に努めましょう。



4 横断歩道における歩行者保護の徹底

運転者は

- 横断歩道付近は減速して歩行者の有無を確認しましょう。
- 信号機のない横断歩道で横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止して、歩行者の横断を優先しましょう。

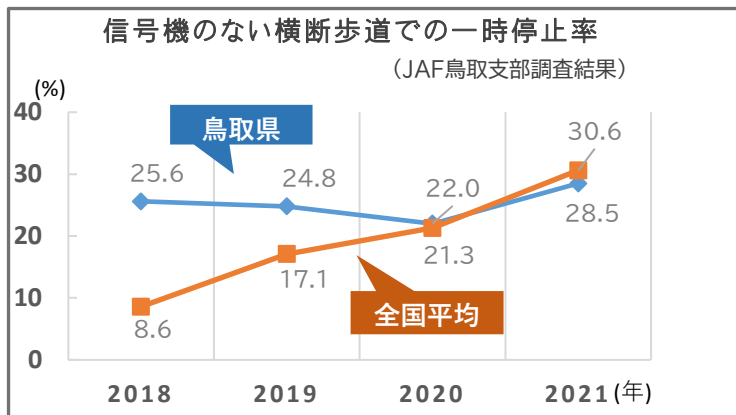


歩行者は

- 横断歩道を渡る時には手のひらを見せるなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけながら横断しましょう。

関係機関・団体・職場等では

- 運転者に対して、歩行者への「ゆずり合い、思いやり運転」を推進するため、各種広報媒体を活用し広報啓発を図りましょう。
- 朝礼等で思いやり運転の実践、横断歩道での歩行者優先について指導しましょう。
- 交差点や横断歩道において、子ども、高齢者及び障がい者の立哨・見守り活動を実施しましょう。



■問い合わせ先■

鳥取県交通対策協議会 (鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課内)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話(0857)26-7989 / ファクシミリ(0857)26-8171